

令和 7 年第 8 回大津町議会文教厚生常任委員会審議記録

議案第 5 6 号関連 件名 令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号） について

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 新規事業である地域介護・福祉空間整備等施設整備計画補助金はどのようなものか。また、導入する機器の台数は。

答弁 町内にある高齢者施設に、非常用ガス発電機を新たに設置するための補助金で、対象は町内事業所のうち希望があった一事業所です。台数は 1 台です。

質疑 非常用ガス発電機のスペック（容量）は。

答弁 定格出力 38kW で、定員 29 名の当該施設における非常時の必要電力を十分にまかなえる出力を有しています。

（ 健康福祉部 福祉課 ）

質疑 障害福祉サービスで就労選択支援の創設とあるが、これまでも就労に関する福祉サービスがあったと思われるが、違いは何か。

答弁 就労選択支援は、障がい者本人が就労先や働き方をより良く選択できるよう、就労アセスメントを活用し、本人の希望・能力や適性等に合った選択を支援するものです。これまでも、障害福祉サービスの中で「就労移行支援」や「就労継続支援 A 型、B 型」といった就労支援はありましたが、就労選択支援は、就労を希望する人が自ら就労の道を選択できるように支援する新たなサービスです。

質疑 就労選択支援が開始されるスケジュールはどうなっているのか。

答弁 令和 7 年 10 月から全国一斉に開始されますが、今回のシステム改修についても準備が進められており、9 月補正にて対応し、10 月から開始できるよう体制を整えるものです。

質疑 就労選択支援では、就労選択支援員の確保が必要とされているが、その状況はどうなっているのか。

答弁 町内や菊池圏域における就労選択支援員が必要となる事業所の設立に関する情報については、現時点で確認できていませんが、今後、増加していくと考えられます。なお、既存の就労系福祉サービス事業所が新たに就労選択支援事業所を開設されるところが多くなると見込まれますが、就労選択支援員の確保状況についても現時点で把握できていません。

質疑 利用できる事業所が未定だが、利用希望者の見込みはあるのか。

答弁 就労選択支援は、就労継続支援A型やB型に加え、一般就労も含めて幅広く利用者の選択を支援するものです。現時点で、具体的な希望者は未定ですが、サービスの必要性は高いことから、今後、希望者が増えていくことを見込んでいます。

質疑 就労選択支援の対象者や周知はどのようにしていくのか。

答弁 対象者は、18歳となる支援学校や高校の生徒、また、18歳以上で就労を希望する障がいのある人です。既に就労継続支援A型やB型などを利用されている人も、改めて就労選択支援を受けることも可能です。周知については、支援学校等や相談支援事業所を通じて行う予定です。

質疑 事業所は、新たに支援する人員確保が必要になると思うが、見込みはどのようにになっているのか。

答弁 就労系福祉サービス事業所が新規事業として設立されると見込まれます。人員配置基準もありますので、既存の就労系の福祉サービス支援員がそのまま就労選択支援員として配置される場合も考えています。

意見 事業所と連携して、スムーズに就労選択支援が開始できるよう取り組んでいただきたい。

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 子育て支援拠点整備事業に係る昭和園東側駐車場からの園路の改良工事設計委託では、橋梁の補修で防護柵の取替があるが、橋の下は道路であり、その道路の交通量も増えると思われる。物などの落下防止の対策をしないと危険ではないか。

答弁 防護柵は強度があるものを使用し、落下防止の対策をする予定です。

質疑 子育て支援拠点整備事業の住民への説明はしているか。

答弁 説明会は、陣内幼稚園保護者説明会を今年3月末に、大津保育園保護者説明会を8月19日に、町民対象の説明会は広報・ホームページで周知したうえで8月22日に実施しています。なお、昭和園入口の道路沿いの住民の方へは個別に訪問し説明を行っています。その中で公園内のこども園ということで防犯面や交通安全などの意見をいただいています。今後も説明会を実施する予定です。

質疑 住民説明会で、住民から昭和園隣接の道路は小学生等の通学路であるため、安全性を考えて信号機や速度制限の要望はなかったか。

答弁 住民からは信号機の要望はありませんが、速度制限の要望がありました。昨年、通学時間の交通量調査をしたところ、通学時間と大津保育園保護者の登園時間のピークは、ずれていましたが、交通量自体が変化していくことも考えられますので、今後も確認し、安全対策を考えていきます。

意見 交通量が増えてからでなく、事前に対策をしておいてもらいたい。また、住民説明会は、整備内容が決まってから開催するのではなく、適宜行つてほしい。駐車場においては、公園利用者もいるため、こども園利用者が停められずに駐車場の端から歩いてこなればいけない状況にならないように設計していただきたい。

質疑 子育て支援拠点整備での予算計上については、作られた物の資産区分がどこになるかを考えて行うべきである。都市公園法の改正により都市公園内に保育所を建設できるようになった時点で、厚生労働省の予算で行うのか国土交通省なのか、費用負担のルールが出来ていると思うため、確認いただきたい。今後大きな工事等が控える中、こども園の施設であればいいが、公園としてもこども園としても利用される資産を福祉部門で持ち、管理していくのは負担が大きい。共用する施設の整備の予算をどこで計上し、管理するか考えてほしい。

答弁 今後の整備では国土交通省の補助を使う予定ですが、先行事例など確認し、整理します。

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 令和6年度の国保特別会計繰越金のうち、6,000万円は一般会計に繰り戻すということか。

答弁 繰越金を一般会計に繰り戻すものではなく、令和7年度に一般会計から

の繰出金として計上している 7,000 万円について、減額補正を行うことで調整を図るものです。

質疑 令和 6 年度の繰出金のうち、法定外繰出金は 1 億円で間違いないか。

答弁 繰出金総額約 3 億円のうち、法定外繰出金が 1 億円、法定内繰出金が約 2 億円となります。

質疑 令和 6 年度の法定外繰出金は、1 億円を計上する必要がなかったのではないか。

答弁 令和 6 年度の当初予算計上時点では、税率改定を考慮しても 1 億円の赤字を見込んでいました。しかし、決算時点では、国保加入者の所得増加により国保税が約 2,700 万円増収となり、さらに調整交付金の増加などもあり、結果として約 3,700 万円の赤字にとどまりました。

質疑 令和 6 年度以降の赤字を見越して、余分に繰り入れたのではないか。

答弁 令和 6 年度の赤字のみを見込んで計上したものです。

質疑 議会は、令和 8 年度の税率改定を実施しないよう依頼しているが、現段階での今後の運営見込はどうか。

答弁 令和 7 年度は、令和 6 年度の決算と同程度になると見込んでいます。ただし、令和 8 年度については、町民所得の増加に伴い、県納付金の増額が予想されることから、赤字が拡大する可能性があります。

質疑 今後も法定外繰出金が必要ということか。

答弁 現状では赤字解消が見込めないこと、また、基金等で補填できる財源もありませんので、不足分については法定外の繰出しが必要になります。

質疑 根本として赤字状態を改善すべき理由は何か。

答弁 国民健康保険は、独立採算制が原則であり、特別会計内で精算する必要があります。さらに、令和 12 年度に熊本県内で保険料の統一が予定されていることから、赤字解消に向けた調整が必要です。また、法定外繰出金がある場合には、保険者努力支援分の特別交付金が減額となるなどペナルティが発生することも理由の一つです。

(教育部 学校教育課)

質疑 日本語指導が必要な児童生徒に対して現在どのように対応しているか。

答弁 町内の小中学校において、今年の7月時点で外国籍を有する児童生徒は28人、そのうち日本語指導が必要な児童生徒は19人です。日本語指導については現在、NPO法人に委託しており、一人ひとりの語彙力、聞く力、話す力などのレベルチェックを行い、その結果に応じて作成したスケジュールに沿って、週に1～2回程度指導している状況です。

NPO法人による日本語指導は、基本的に1対1で行われており、5人の児童生徒に対して指導員3人で対応しています。週に2時間または3時間、個人のレベルに応じて日本語習得のための指導が行われています。また、本年度より県教育委員会から日本語教育を専門とする加配教諭が配置されており、日本語指導教室での1対1による個別指導や、児童生徒が抱える困り感や相談等への対応、全体のコーディネートをしています。

質疑 日本語をある程度習得するまでの間は授業が理解できないままだと思うが、学校で授業中に児童生徒の横について支援している場面もあった。このような授業中の支援についてはどのように対応していくか。また、日本語指導モデル地域事業の重点校は室小であるが、何を具体的に取り組んでいくか。

答弁 日本語教育を専門とする加配教諭は、日本語指導教室に常駐するのではなく必要に応じて教室を見回りながら可能な限りの支援をしています。さらに手厚い支援ができるよう、加配教諭の活用の仕方を調査研究しながら、有効な支援をしていきたいと考えています。

なお、日本語指導モデル地域事業では、市町村教育委員会は、外国籍の児童生徒の指導体制を推進するための「運営協議会」「連絡協議会」の設置・運営や、日本語指導員の派遣、親子日本語教室の開催などを実施することとなっています。学校は、学校における指導体制の構築や教育環境の整備、県は市町村や学校に指導・助言し、最終的に成果を収集し県内に普及させるものとなっています。

意見 本当に必要とされる支援については、モデル事業に限らず一般財源であっても取り組むよう検討してほしい。

質疑 特別旅費が計上されているが、日本語教育の先進地研修はどこへ行く予定か。

答弁 この事業での先進地研修先は未定であり、これから決めたいと考えています。先日の校長会では、日本語教育に先進的に取り組んでおられる福岡市の筥松（ハコマツ）小学校と博多中学校を視察し、これまでの取組の成果を確認してきました。

質疑 歳出の「日本語指導推進事業補助金」の説明には、「室小を重点推進校に指定し、補助金を交付する」と記載があるが、国からの補助金を充てるのか。また、どのような取組をするのか。

答弁 県からの委託金 50 万円の歳入があるため、このうち 20 万円をこの補助金に充てることとなります。学校がどのようにこの補助金を活用していくのか、今後検討しながら研究を深めていきます。

意見 室小は重点推進校に指定されているので、他の学校の参考になるような取組を行い、それを各学校に広げていってほしい。そして外国籍を有する児童生徒たちが安心して学校生活が送れるように取り組んでもらいたい。

質疑 日本語能力レベルを認定する指標があるが、どのレベルの児童生徒が多いか。また、多文化共生への取組としてどのようなことが実践されているか。

答弁 NPO 法人が行ったレベルチェックの結果によると、日本語指導が必要な児童生徒 19 人のうち大半が「日本語の指導の継続が必要」と判断されています。それ以外に「授業理解のための日本語指導が必要」とされた児童生徒が若干名と、「日本語指導は終了してもよいが定期的な語彙力チェックが必要」とされた児童生徒が 1 人です。室小では今年度の年間計画を立てており、毎月 14 日の教育の日には外国籍の保護者を学校に招いて親子で話をしてもらったり、また、児童会で 5、6 年生を中心に様々な文化や言葉を調べてプレゼンで発表したりと、児童と教職員が一体となって多文化共生に向けて取り組んでいる状況です。

意見 「多文化共生のため子ども同士のコミュニケーションを図る」ことの他に、「授業の内容をきちんと理解できる日本語の習得」を目標とする視点を持つ必要があると思うが、必要な支援全体に対してどの程度対応できているのか、その状況を今後も教えてほしい。

質疑 これから設置される運営協議会あるいは連絡協議会の委員はどのように構成されるのか。

答弁 現時点では、町教育委員会、学校関係者、町担当者、日本語指導員、県教育委員会等から構成する予定です。

質疑 日本の文化や歴史を知らないため、昔話や例え話が理解できない場合もあると思うが、そのような児童生徒に対する指導計画はあるか。

答弁 現在、日本国籍を有する児童生徒を中心とした教育課程となっており、外国籍の児童生徒だけを特別に切り離して教育課程を編成することはしていません。家庭環境等の状況により一人ひとり日本語の習得レベルが違うので、どのような指導がその児童生徒にとって必要なのかをレベルチェックにより見極めて、週に数回ずつその部分を補填していきます。全く日本語がわからない児童生徒に対しては最初から教えていきますが、ずっと別室で指導するのではなく、クラスと一緒に入っていただきます。学習支援員を配置しているため教科によっては丁寧な支援ができています。

（ 教育部 教育施設課 ）

質疑 カメラ撮影については、教師への指導も必要であるが、児童生徒に盗撮防止対策を教える必要があるのではないか。

答弁 校長会にて教師が使用するカメラの容姿を児童生徒に周知したいと考えています。

質疑 校内に隠しカメラがないかの確認をしているか。

答弁 7月～8月において学校に通知を出しております。夏季休業日終了までに教職員による児童生徒等性暴力等の防止のための研修実施、校内に隠しカメラがないかの点検を週1回程度実施、また、教室等を整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境整備を行うこと等依頼しています。

質疑 購入するカメラは、どの程度のものなのか。

答弁 一眼レフカメラは、主に学校行事で使用することを想定し、ある程度画素数が大きいもの、デジタルカメラについては汎用的なものを購入する予定です。

質疑 横浜市では、校内に盗撮を目的とした隠しカメラが設置されていないか調べる探知器を40台余り導入するとしている。カメラ探知機を導入する

予定はあるか。

答弁 カメラ探知機については、情報収集を行うと共に今後、動向を調べて行きたいと考えます。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 生涯学習センターの駐車場整備は、砂利の穴を整備するのか。

答弁 今回の整備は、凸凹した表面に補充材を入れ、グレーダー等の大型重機で全体を敷き均すものです。

質疑 アスファルト舗装にしないでよいのか。

答弁 アスファルト舗装は、将来的な町の施設整備計画等で協議しながら進めていきますが、現時点においては経費的な面から多額の費用を要するため、今回は緊急的な対応を取らせていただきます。

質疑 今回アスファルト舗装にすれば、一回ですむのでは。

答弁 現在発注している生涯学習センター改修基本構想策定業務委託の中で検討していきます。

質疑 駐車場の全体を整備するのか。

答弁 生涯学習センター東側の砂利敷きの駐車場全体を敷き均す予定です。

質疑 第2駐車場とか第3駐車場等の看板等の設置は必要ないのか。

答弁 今回、踏切側から南の方にかけて東側駐車場一体を整地する予定です。駐車場の案内看板を現在3枚掲示していますが、関係者以外の車両はお断りしますという文面もつけて周知しています。劣化等も見られるため、内容も協議し、より分かりやすいところに設置するよう検討していきます。

質疑 今のメインの駐車場に、第2駐車場、第3駐車場案内看板はあるのか。

答弁 現在は、ありません。

質疑 町外から来られる方は、どこに駐車していいのかわからないのではない

か。

答弁 町主催の文化ホール等でイベントを行う際には、駐車場係を配置し、メイン駐車場が満車の際は東側駐車場へという人的案内をすることで対応しています。案内看板の設置については、今後、検討をしていきます。

質疑 運動公園のポンプは全部取り換えるのか、今あるポンプを改修するのか。

答弁 現在、2 台のポンプで井水の供給をしています。そのポンプと自動制御装置に不具合があり、臨時的に手動に切り替え動かしている。今後、設計業務委託を行い、すべて交換がよいのか一部部品交換がよいのかななどを調査し検討しながら対応します。

質疑 芝生の散水には大量の水が必要なので、手動での対応は大変だろう。早急に対応してほしい。

答弁 井水については、天然芝の散水や総合体育館のトイレに利用しており、コスト的にも抑えられているので、今後も維持管理コストを抑えられるよう管理していきたい。

質疑 維持管理での費用と上水を利用するとでの比較はどうか。

答弁 コストの比較は、仮に 30 年を想定した場合、途中 2 回配水ポンプを更新しても約 1,550 万円程度のコストが抑えられます。

質疑 運動公園で使用するテントは、ウエイトなどで飛ばされない対策を講じていても、つむじ風などの突風がくれば飛ばされる危険があるため、人的被害が出ないように、安全な使用をお願いしたい。

答弁 運動公園は、地形的に風が強い地域です。現状としては、貸し出しの際には、強風などが予想される場合は、注意喚起をしたり、主催者には、自粛してもらっている状況です。今後とも、指定管理者には、安全管理の徹底と注意喚起をお願いしていきます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 7 号 件名 令和 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号) について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 雑入の診療報酬の精算金は、どこから入ってくるものか。また、例年も同じように対応しているのか。

答弁 診療報酬の精算金は、保険給付金の精算分として県から入ってくるものです。今回の補正では、普通交付金と同額となっています。前年度の保険給付金を精算した結果、返金が発生しており、精算金として受け入れるため、普通交付金から雑入へ財源を組み替えて対応しています。前年度についても同様の対応をしています。

質疑 前年度繰越金 1 億円の内訳はどうなっているのか。

答弁 令和 5 年度から令和 6 年度への繰越金が約 4,000 万円であり、さらに法定外繰入金として 1 億円が計上されていたことから、令和 6 年度における余剰金が 1 億 4,000 万円ありました。令和 6 年度は、単年度収支がマイナス 3,600 万円程度であったため、この差し引きで約 1 億円が令和 7 年度への繰越金となります。

質疑 子ども・子育て支援金の税率は、国が設定するのか。

答弁 標準となる税率は国や県から示されますが、最終的な税率の決定は市町村が行います。県内では、令和 12 年度に保険税の統一が予定されていますが、それまでの期間においては、例えば、税率を毎年更新せず数年間分を平準化するなどの措置をとることが可能です。

質疑 子ども・子育て支援金は、まだ税額は未定とのことだが、税額を決定するたびにシステム改修が発生するのか。

答弁 国民健康保険の税率に係る設定値は、既存の値についても町で変更入力が可能ですので、税額を変更するたびにシステム改修を行う必要はありません。

質疑 標準システムへの移行により、特別会計上で負担が増えるようなことはあるか。また、国保加入者に負担が増えるようなことはあるか。

答弁 システムの標準化については、一般会計においてデジタル交付金を活用

し、対応しています。国民健康保険に係る標準化を特別会計で対応しなければいけないものではありませんので、現時点で負担が発生することは想定されていません。また、国保加入者にとっても負担が増えるものではありません。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 59 号 **件名** **令和 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算
(第 2 号) について**

(健康福祉部 介護保険課)

質疑 過年度消費税分補償金の精算の結果、内訳はどのようなになったか。

答弁 介護保険課分については、食の自立支援事業にかかる延滞金が 152,294 円、加算税が 91,510 円で、合計 243,804 円となりました。

質疑 過年度消費税分補償金とは具体的にどのような内容か。

答弁 委託事業である食の自立支援事業について、3 月補正予算成立後に受託事業者へ過去 5 年分の消費税の支払いをしております。今回は、その消費税を申告していなかったことによる加算税と、納付が遅れたことによる延滞税を支払うものです。

質疑 過年度分委託契約消費税に係る延滞金及び加算税の支出科目は、賠償金なのか、賠償金であれば議決事項にならないのか。

答弁 今回の事案は、町が受託事業者へ消費税を支払っていなかったことに起因するものです。そのため、町としては損失を補償するという趣旨から「補償金」として整理しており、この取り扱いについては弁護士にも問題ないことを確認しています。

質疑 食の自立支援事業とはどういうものか。

答弁 ひとり暮らしの高齢者で、定期的な安否確認が必要な方に、週 3 回を上限

として、できたてのお弁当を配達し、声掛けや見守りを行う事業です。

質疑 繰越金の額が多額であるが、その理由は何か。

答弁 当初の見込みよりも給付費が伸びなかったことが主な要因です。当初見込んだ時には、高齢者人口の伸びや過年度給付費の伸び率、第9期介護保険事業計画に基づき推計しました。令和6年度の給付費の決算額をみますと、前年度と比較すると伸びているものの、予算で見込んだ額程の伸びはみられず、特に、施設サービスの伸びが鈍化しています。また、見込より保険料の収入が伸びたことも要因です。これは、一時所得等による所得の増加等により、保険料の第1～第6段階までの階層が減少し、第7～第13段階までが増えたことによるものです。

質疑 特別会計においても繰越金の2分の1以上を積み立てるという考え方がでてきているが、今回の積み立て額はこういった整理か。

答弁 令和6年度の介護保険特別会計における繰越金は、約1億3,000万円で、その内訳は、事務費等の法定内繰入金の残金1,600万円、前年度に過大に交付された国県支出金7,400万円、前年度からの剰余金4,300万円となっています。法定内繰入金の残金及び国県支出金を除いた剰余金4,300万円のうち2,000万円を基金に積み立て、残額を予備費等として確保しています。

質疑 国県支出金の返還が今後発生するということか。

質疑 令和7年度9月補正において、国県への返還金として、約7,300万円を償還金、利子及び割引料として計上しています。

質疑 特別会計から一般会計への繰り戻し金について、法定内のものか。

答弁 給付費等の制度上のもので、法定内です。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 6 0 号 件名 令和 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 後期高齢者医療制度は、県広域連合の管轄であるはずだが、町でシステム改修が必要な理由は何か。

答弁 保険料の徴収は市町村が担当していますので、収納業務等に関するシステム改修が必要となります。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

認定第 1 号関連 件名 令和 6 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて

(健康福祉部 福祉課)

質疑 社協補助金について、大津町社会福祉協議会は活発に様々な活動をしているが、運営費は不足していないのか。

答弁 社協補助金は、大津町社会福祉協議会の職員 5 人分の人件費に充てられています。補助金の実績報告に基づき、補助金の範囲内で運用いただいています。

意見 社協は各地域に密着して活動しており、今後も様々な取組を期待したい。

質疑 移動販売事業はコロナ禍から始まったものだと思うが、いつまで続けるのか。

答弁 移動販売事業は、当初、コロナ対策の交付金を活用して開始しましたが、高齢者の買い物支援や地域福祉の向上、コミュニティ形成にも資する事業であると考えています。少しずつ売り上げは伸びていますが、全体的には赤字が出ている状況です。今後、JA と毎年協議しながら、運用を検討していきたいと考えています。

意見 自治体によっては、補助金を出さず民間で行っている例もあり、補助金を出す必要性について、真剣に考えるべきだと思う。

質疑 職員手当で 117 万円の不用額が出ているのはなぜか。

答弁 3 月の補正予算の入力は 1 月に行いますが、その際は 2 月、3 月に係員 5 人分の時間外勤務手当の執行を見込んでいました。2 月以降に職員の退職・休職により人員が減少し、想定した時間外勤務が実績として少なかったことから、執行残が生じたものです。

質疑 老人福祉センターの非常用電源改修工事は無停電電源装置である UPS の必要性があったのか。また、バックアップが 100 分程度とのことだが、非常用電源として十分なのか。

答弁 既設の UPS が耐用年数を迎えたため、蓄電池への変更も検討しましたが、蓄電池に変更する場合、電源盤の改造等に費用がかかり、メーカー保証も得られないことから、容量を増やした UPS へ変更することとしました。バックアップ時間は 100 分程度ですが、非常時には役場にある発電機を準備することができますので、その間をこの UPS でつなぐことを想定しています。

質疑 費用対効果が小さすぎるのではないか。機器の購入と設置工事を分けて発注すれば、費用をもっと抑えることができるのではないか。

答弁 発注方法については、今後財政課とも協議を行い、より安価に調達できる方法で実施したいと考えています。

意見 現状の発注方法は非常にロスが大きいやり方になっていると思われるので、改善してもらいたい。

質疑 民生委員の報酬はいくらか。

答弁 民生委員・児童委員には、県から活動費として年間 60,200 円が支給されています。その他、会議時の費用弁償は町の民生委員・児童委員協議会の補助金から支出されていますが、報酬はなく、ほぼボランティアとなっています。

質疑 民生委員・児童委員は何人いるのか。

答弁 現在の大津町の民生委員・児童委員は、民生委員 57 名、主任児童委員 3 名、合計 60 名の定員に対し、民生委員 54 名、主任児童委員 3 名の 57 名で欠員が 3 名となっています。

質疑 民生委員の活動は、地域住民の福祉ニーズの把握という意味でも重要なものと思うが、実際の活動状況はどうか。

答弁 近年は、国も民生委員の負担軽減を図る必要があると考えており、一例として民生委員の証明事務は減少しています。一方、住民の個人情報保護に対する意識の高まりで、民生委員も活動が難しい状況になっており、特に若年の住民や、ひとり親家庭等に関して、住民の声を聞くのに苦勞している状況です。

質疑 ひとり親家庭医療費助成事業は、18 歳以下の子どもは子ども医療で医療費は不要と思うが、どういった人が対象となるのか。

答弁 18 歳以下の子どもについては、子ども医療が適用されますが、ひとり親家庭医療費助成事業では、20 歳未満の子どもを養育するひとり親の医療費も助成の対象となります。

質疑 子どもが大学を卒業するまでなど、期間を延ばすことはできないのか。

答弁 年齢は県の要綱で定められています。

意見 ひとり親家庭の負担軽減のため、延長を検討すべきではないか。

質疑 障がい児通所支援事業の扶助費が増額となっているが、町内の放課後等デイサービス事業所は何か所あるのか。

答弁 現在、町内に 16 カ所あります。前年度と比較して、大きく増額していますが、放課後等デイサービスに加え、保育所等訪問や就学前の児童発達支援の増加も背景にあります。

（ 健康福祉部 子育て支援課 ）

質疑 保育士の確保について、定員に対する人員の確保はできているか。

答弁 保育士確保は厳しいと各園から聞いていますが、定員に対しての人員は確保されています。町としても、就職を考えている保育士や学生に対して保育園ツアーを実施し、町内保育所への就職の機会創出を行っています。

また、保育士の負担軽減のため保育補助者雇上げ等の費用の一部を補助しています。

質疑 保育士の給与は、近隣自治体と同程度か。

答弁 町外保育所の給与実態は把握していませんが、町内保育所においては、園による給与の差はあります。一方で、給与は低くても福利厚生が充実している場合もあり、園それぞれでの運用となっています。

意見 保育士、園長などから話を聞き、町で出来るところは改善し、保育士の確保へ繋げてもらいたい。

質疑 子育て短期支援事業の利用について、オンラインでの利用登録は可能か。また、ひとり親などが入院する場合などの緊急での受け入れは可能か。加えて、保護する施設は児童養護施設などと思うが、里親やグループホームは活用しているか。

答弁 子育て短期支援事業については、昨年度は利用がない状況です。利用手続きはオンライン化していません。利用の方法は、利用を希望される方が、事前に町へ年間の利用申請を行っていただき、申請内容によって利用の可否の決定を行います。こどもを預けたい事情が発生した場合には、町へ連絡をいただき、町から施設へ受け入れの可否の確認を行っています。緊急の事案については、各施設へ連絡し、受け入れが可能かどうかを確認します。里親やグループホームへの委託については、大津町では現在実施していません。考慮すべきこともあるため、近隣自治体や関係機関への聞き取りなどを行い、利用できる委託先を増やしていくか、協議をしていきたいと考えています。

質疑 大津町での里親登録者数は何人か。

答弁 大津町にお住まいの方で里親として登録されているのは、現在7世帯です。

質疑 ファミリーサポートセンター事業について、利用者の実利用人数は何人か。また、利用者は町内のどこに住んでいる人が多いか。

答弁 令和6年度の実利用人数は102人です。利用者の居住地は、町中央部に住んでいる人の割合がほとんどとなっています。

質疑 保育園、学童保育の性被害防止におけるパーテーションの設置にあたり

どのようなリスクを想定し、どう活用しているのか。

答弁 性被害防止の観点では、施設内で子どもや職員が二人きりとなり、第三者の目が届かない空間は性被害につながるおそれがあると指摘されており、国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、パーテーションの設置に係る補助を行ったものです。パーテーションを設置することで、子どものプライバシーを守りつつ、職員の目が届きやすい環境を整え、不適切な事案の未然防止につなげています。令和7年4月に策定された、国の「児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」では、特に、着替えやトイレ、おむつ替えなど年齢の低い未就学児であっても、身体的接触を伴う場面では、パーテーションでプライベートゾーンを外から見えないように配慮するとともに、複数名で対応し、やむを得ず1対1で対応する場合でも、密室では行わないようにするなど示されており、各園で実施されています。

質疑 学童保育の利用人数は、基本40人であったかと思うが、60人、70人のクラブがある。人数がオーバーしていても、運営に差支えはないか。

答弁 学童保育は、基本は概ね40人となっていますが、基本となる人数をオーバーしても、その人数での運用基準は満たしているので、運営に差支えはないと考えています。

質疑 地域子育て支援拠点について、あぼり美咲野広場の事業内容はどのようなになっているか。

答弁 あぼり美咲野広場については、開所日は月、水、木、金曜日の午前10時から午後3時までとなっています。令和6年度、利用者数は年間479人となっており、事業内容としては育児相談、施設や子育てに関する情報誌やチラシの作成、お菓子作り、読み聞かせ会などのイベントを実施されています。事業所から毎月活動報告書が提出されており、活動内容について確認を行っています。

質疑 給食調理師について、園によっては人員が不足し、保育士が調理補助に入っていることもあると聞いている。保育士の支援と併せて、調理師定着のための支援も必要ではないか。

答弁 町立の大津保育園については、以前よりも職員数を増やし、正職員2名、会計年度任用職員3名体制です。現在、会計年度任用職員が1名退職したため、募集を行っていますが、保育士が調理補助に入っているという状況

はありません。また、私立保育所の調理師に対する確保の支援策は特にありません。各園から直接の要望等は受けていませんが、町がどのような支援ができるか、状況を把握したいと考えています。

意見 厳しい運営を行っている保育所もあるようなので、保育士と同時進行で、調理師の処遇改善の支援も考えてもらいたい。

質疑 病児・病後児保育について、感染症流行時等に利用希望が重なったときなどに、どのような対応をしているか。

答弁 病児・病後児保育については、子育て・健診センター2階の病児・病後児保育施設で委託により実施しています。インフルエンザなどの流行期などは予約が重なる場合がありますが、その場合、近隣の医療機関が運営する病児保育所を案内しています。

質疑 インフルエンザの型が違う場合など、町外の病児・病後児保育施設との連携によって受け入れ人数を増やすことができると考えるが、そのような連携が可能か。

答弁 近隣の病児施設とも連携を密にして、感染症流行期の受け入れに関して話をしたいと考えています。

質疑 護川小学校校区学童保育施設建設事業に係る社会福祉施設整備事業債について、予算額1,660万円に対して調定額及び収入済額が820万円となっているが、補正予算で減額すべきだったのではないか。

答弁 今年1月下旬の3月補正予算計上時期に並行して国と起債の協議を行っていました。歳出予算は工事費に合わせて減額しましたので、併せて歳入の起債額についても減額を行うべきところ、できておらず、申し訳ございません。今後このようなことがないよう取り組みます。

（ 健康福祉部 子育て支援課 大津保育園 ）

質疑 給食費の戻し入れについて説明してほしい。

答弁 大津保育園給食費戻し入れは、職員及び一時保育児の給食費です。

質疑 ひと月の給食費はいくらなのか。

答弁 給食1食が240円、おやつが60円で月約5,000円です。会計年度職員

の人数が多いので、歳入額が 240 万円になっています。

質疑 保育の開始前と後に時間外勤務手当をつけているという説明だったが、各月の時間外労働時間が 40 時間にはならないとしても、時間外勤務が常態化しているということか。基本的にシフトで対応すべきではないのか。

答弁 早出勤務の時間が午前 7 時から午後 3 時 45 分までとなります。勤務終了時間が保育時間中ではあるため、対応が必要な場合に 1 時間の時間外勤務手当をつけています。

意見 担任をしている職員は、時間外勤務が常態化しないように考えてほしい。

質疑 職員の年休消化率はどのくらいか。年間 20 日はあると思うが、5 日以上取れているのか。

答弁 年休は、職員は 5 日以上とれています。

質疑 太陽光発電はあと何年間は売電価格が高い状態なのか。太陽光発電をつけたことで、電気代の節電になっているか。つける前と後ではどのくらい節電になっているのか。

答弁 太陽光発電は、平成 29 年から稼働しています。売電価格は、20 年間は 1 kwh（キロワットアワー）当たり 21 円で、発電を自家消費に充てた後に売電し、一月で約 26,000 円の歳入となっています。太陽光発電パネルを設置した当初は、設置前と後での比較と検証を行っており、節電の効果が出ていました。

意見 太陽光発電を開始して 10 年を超えると、パソコンが壊れやすくなる。壊れると電気代が上がる。修繕や交換をしながら、活用してほしい。

質疑 20 時までの延長保育とあるが、20 時以降延長保育をしてほしいという要望はないか。

答弁 現在、延長保育の利用人数は減ってきており、19 時までには迎えに来られます。毎日数名で、利用もあるかないかという状況です。

意見 利用が増えてきているのかと思った。延長保育制度は働いている人は助かっている。今後も継続してもらいたい。

（ 健康福祉部 子育て支援課 陣内幼稚園 ）

質疑 歳入に日本スポーツ振興センター負担金とあるがどういうものか。

答弁 園で怪我等をした時の保険です。一人当たり 285 円で個人負担が 200 円です。

質疑 主要な施策の成果の陣内幼稚園管理費の中の残された課題に、公立保育等再編計画に伴う保護者の不安解消とあるが、認定こども園の場所が陣内からは遠くなることでの不安なのか。

答弁 遠くなることでの不安ではなく、陣内幼稚園がなくなる寂しさや令和 9 年度までは存続されるのかという不安を保護者はもっておられましたので、令和 9 年度までは陣内幼稚園は存続、令和 10 年度から大津保育園と統合し町立認定こども園に移行する予定と伝えています。

意見 陣内幼稚園だから預けている保護者も多いと思うので、その気持ちを持って認定こども園移行に取り組んで欲しい。

（ 健康福祉部 介護保険課 ）

質疑 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金返還金（過年度分）はどのようなものか。また、どこの事業所なのか。

答弁 事業所開設時に交付を受けていた介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を、事業廃止に伴い返還したものです。廃止となったのは町の認知症対応型通所介護事業所で、理由は事業所職員の確保が困難となったことによるものです。

質疑 開設しようとしたが職員が集まらなかったということか。

答弁 開設して事業所としての運営は行っていましたが、運営する中で事業所職員の確保が困難になったと聞いています。

質疑 老人保護措置委託の委託先はどこか。

答弁 大津町の養護老人ホーム及び菊池市の養護老人ホームの 2 施設です。

質疑 老人保護措置委託の今後の課題に、「措置費を見直す必要がある」とあるが、措置費は市町村で決められるのか。

答弁 老人保護措置費については、基本的に国が平成18年に示した基準に基づいて実施していますが、社会経済情勢や地域の実情等を勘案して各地方自治体において改定できるものとなっています。全国的に養護老人ホームの経営が厳しい状況にあること等を踏まえ、国からも地方自治体独自の改定の促進を求める通知が発出されているところです。

質疑 改定は市町村の8割程が実施しているとの情報があるが、大津町は未実施なのか。早くすべきではないか。

答弁 市町村の8割程が実施しているのは、国が示した処遇改善等の項目についての改定であり、大津町も実施済みです。地方自治体独自の改定が未実施ということになりますが、事業所からの相談等もあっており、今後全国的な動き等を調査して、要望に応じていきたいと考えています。

意見 事業所からの要望で実施するよりも、町側から実施していく方が良い。

質疑 外出支援サービスの利用状況及び利用者の声はどうか。

答弁 本事業は、ケアマネージャーや民生委員等から身体状況等により外出支援を要する方の相談を受け、本人への聞き取りを行い、ケース会議において対象者に該当するか決定しています。助成額は距離に応じて異なります。高齢者の増加とともに利用者は増加傾向にあり、令和6年度利用者は162人、延べ利用件数は5,731件です。利用者からは、「自分一人では移動が厳しいのでありがたい」等の声があり、また、町中まで来るのに坂道が多い地域の方等からの要望も多い状況です。

質疑 この事業の周知はできているか。

答弁 事業については広報紙掲載や、区長会及び民生委員会における事業の説明、ケアマネージャー等に事業案内のパンフレットを配布する等、高齢者に関係する方々へ随時周知を行っています。

（ 健康福祉部 健康保険課 ）

質疑 地域活性化起業人制度で民間企業からの派遣により行った健康づくり事業の成果はどのように評価しているのか。

答弁 地域活性化起業人制度では民間企業のノウハウを活用して、健康づくりに関心を持つ人を増やす取り組みを行いました。成果としては、体成分測定者数や健康アプリ登録者数、運動教室参加者数が増加するなどの成果

が見られました。

質疑 主要な施策の評価で新型コロナワクチン接種の高齢者の接種率が目標の80%に対して実績が20.9%とかなり低い、見込みどおりだったか。

答弁 目標設定時は新型コロナワクチンの予防接種が無料で受けられる状況でした。令和6年度から65歳以上を対象とした定期接種となり、自己負担が発生することとなったため、接種率が低下したものと考えています。県内でも同様の傾向が見られています。

質疑 高齢者が予防接種の接種率が低いのも同じ考えだと思うが、高齢者は普段から医療機関を受診しているので、健診は受けなくてもよいという考えがあると思うが、町としてどう考えるか。

答弁 高齢者で定期的に病院を受診されている方は、重ねての健診は必要ないと考えますが、医療機関を受診する機会がない方に関しては、ぜひ健診を受けていただきたいと考えています。

質疑 予防接種事故救済措置事業とは具体的にどのようなことか。

答弁 平成11年当時に大津町で受けた予防接種により障がいが残った方1名に対して、医療費の自己負担分や障害年金などを給付しています。

質疑 予防接種の間隔を間違えるなどの予防接種事故は町でどれくらい起きているのか。

答弁 定期接種では平成11年以降、健康被害につながるような事故は発生していませんが、1年間に数件は接種間隔や回数などの軽微な誤りについて医療機関から報告がある状況です。過誤があった場合には、保健師が体調確認を行い、保健所や菊池郡市医師会に報告しています。

質疑 間違いを予防するために町はどのような取り組みを行っているか。

答弁 接種過誤があった場合は、医療機関に状況を確認し、聞き取りを行うとともに、予防接種を委託しているすべての医療機関に、再発防止についての周知啓発を行っています。また、保護者には予診票をお渡しする際に説明し、過誤防止に努めています。

質疑 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金は何名分で、どのよ

うな流れで給付されるのか。

答弁 令和6年度の給付対象は2名です。給付の流れは、まずは、ワクチン接種後に体調不良等があった場合、町に相談していただきます。その後、対象者から提出された診断書などをもとに町の健康被害調査委員会で審議し、国で認定されるという流れです。現在、健康被害として認定されている方は7名で、うち2名はアナフィラキシーショックであるため、医療費を1度限り支給しています。残りの5名の方は認定後、必要な治療が終了するまで継続となります。

質疑 継続している5名の方は現在も治療をしているのか。

答弁 令和6年度に給付を行った2名の方については、継続して受診をされているため、その自己負担分と医療手当分の給付を行っています。残りの3名の方については、現在は治療を継続されていません。

質疑 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金返還金についてはその2名分になるのか。

答弁 概算交付申請として見込額で国に補助金申請を行い、2名の給付実績に応じて不要分を返還しています。

（ 教育部 学校教育課 ）

質疑 会計年度任用職員報酬を予備費から充用してあるが、他の部では見受けられず、教育部のみ発生している。チェック機能が他の部と異なるのか、又はチェック機能が弱いのか。

答弁 他の部と異なるチェック体制はとっていないため、チェック機能が弱かったということだと思います。

質疑 充用額が、事務局費では59人分で369万円、小学校費では16人分で108万円、中学校費では10人分で16万円となっているが、項目によって額に大小が生じているのはなぜか。

答弁 3月補正で減額した際、事務局費と小学校費では減額幅が大きかったため、項目によって差が生じています。実際に必要だった額は、事務局費で7,235,269円、小学校費で1,903,929円、中学校費で806,963円です。それぞれ会計年度任用職員の人数で割ると、約11万から12万円となります。なお、中学校費の会計年度任用職員は10人ですが、うち3人

は部活動指導員で差額支給の対象外ですので、7人で計算した額となります。

質疑 人件費に予備費を充用することに違和感がある。12月の差額支給であれば、補正ができたのではないか。

答弁 物件費から人件費への流用はできないことから、今回は予備費を充用しました。

質疑 要保護・準要保護就学援助の概要は。

答弁 生活保護又は生活保護に準じる世帯に対して、新入学や校外学習費など就学に必要な経費の補助を行うものです。令和6年度の認定者数は、小学校が347人、中学校が204人です。

質疑 主要な施策の成果152頁の残された課題に、国が掲げる支給費目のうち、町では支給を行っていないものがあると書かれているが、どのような費目を支給していないのか。また、今後はどのように考えているか。

答弁 体育実技用具費、クラブ活動費、通学費などがあります。近隣自治体では、菊池市と菊陽町が通学費を支給しています。また、合志市では部活動費を支給しています。現在、中学校部活動の地域展開を進めていますので、本町でも検討する必要があると考えています。

質疑 学力、学習状況調査等委託の内容は。どのように委託しているのか。

答弁 春と冬に調査を委託して実施しています。作成した問題の納品を受け、小中学校で調査し、結果について委託先が分析を行い、分析結果の納品を受ける一連をパッケージにした委託です。

質疑 いつ頃から実施しているのか。始めた経緯は。

答弁 国の学力調査は戦後から始まっています。国が実施する調査は、4月にあり、小6と中3が対象です。そこで、それに合わせて、小3から小5まで、中1及び中2について、町が調査を実施しています。また、県が12月に小3から中3までを対象に調査を実施しますので、町は、それに合わせて、小1及び小2と、県が実施しない科目について、調査を実施しています。

質疑 スクールバスの修繕料が高額となっているが、スクールバスはいつ頃購

入したものか。安全基準が変わっていると思うが今後どうしていくのか。

答弁 3台所有しており、平成6年、平成19年、平成20年の登録です。整備をしっかりと行いながら使用していますが、30年以上経過しているものについては、買い替えの検討も必要だと考えています。

質疑 主要な施策の成果 151 頁の教育相談事業で、不登校等の児童生徒数が増加していると書かれているが、ここ数年の伸びはどのような状況か。

答弁 教育支援センターの利用者数は年々増加しており、令和元年では 19 人だったものが、令和6年度では 50 人となっています。マンパワー不足や施設の手狭感が課題となっています。また、町全体の不登校件数は、令和元年では 54 人だったものが、令和6年では 208 人と約4倍になっています。県の調査によると、県内も同様に増加しており、高等学校においても増加しています。

質疑 学級編制が 40 人から 35 人になったが、不登校児童生徒の減少にはつながっていないか。

答弁 不登校児童生徒数の特徴としては、小学校も中学校も新規の件数が減少しています。近年、増加が続いていましたが、今年度は横ばいとなっています。ただし、学級編制と因果関係があるかについては分かりません。また、学校と教育支援センターが情報共有できる仕組みを作り、連携を強化させました。その結果、登校につながった児童生徒もおります。他にも、子どもたちが学習端末を使って、学校の情報を即座に入手できるシステムを取り入れるなど様々な工夫をした結果、教育支援センターの認知度が上がり、ニーズも高まった状況にあります。

質疑 教育支援センターは校内にあるのか。

答弁 教育支援センターは給食センターの隣にあります。また、校内教育支援センターは、大津中、北中、大津小にあります。

質疑 3校だけでなく、全校に設置するべきではないか。

答弁 県からの補助や人員配置の都合から、一斉に全校に設置することはできませんが、設置していない学校にも、独自に体制を作って対応するなどしています。

質疑 学校教育推進事業補助金はどのようなことに補助しているのか。

答弁 補助金には、地域を巻き込んだ人権教育、特色ある学校づくり、中学校に限りますが、部活動に関する補助の3項目があります。10年ほど前、学校運営協議会が導入された際に、地域と学校が特色ある学校づくりを進めていくに当たり、学校長の裁量で使える予算が必要ということで増額を行った補助金です。令和6年度は、台湾との姉妹校交流や、水田や田畑の維持、環境美化等、各学校の事業計画に基づき使われています。

質疑 毎年500万円ほどの事業費か。

答弁 生徒数に応じた算定方法等で各校の補助額を計算しているので、大きな増減はありません。

質疑 台湾との交流は令和6年度から始めたのか。

答弁 以前から行っています。

質疑 東小学校では小規模特認校として、校区外から新1年生を受け入れているが、どれくらいの児童が在席しているのか。

答弁 現在15人程度が在籍しています。令和7年度は例年よりも多くの1年生を受け入れたため、1・2年生の複式学級が解消されました。

質疑 奨学金貸付の収入未済分について、現在9月の収納状況はどうか。

答弁 現時点で収納はあっておりませんが、対象者や家族とは連絡がとれており、返済のお願いを行っているところです。

意見 奨学金貸付については、これまで年度内に収納しており、収入未済額があるのは初めてだと思う。本人の生活状況等を確認して、必要があれば福祉の窓口につなげるなど、適切に対応をしてほしい。

質疑 英語検定チャレンジ補助金の実施状況はどうか。

答弁 令和6年度は409人が受験しており、111人が合格しています。合格率は27.1%ほどです。

質疑 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」とはどのようなものか。

答弁 小学5年生が、水俣で語り部の話を聞き、資料館の見学をとおして、水俣病の正しい理解と、差別の歴史、水俣の復興と環境問題への取組を総合的に学ぶものです。現地だけではなく、事前学習と事後学習も行って理解を深めています。

質疑 学びを報告する機会はあるのか。公表は行っているか。

答弁 各校が校内で発表をして、学びを広げる取組をしています。また、補助金の実績報告を通して、県は把握をしているので、何らかの形で広く公表することができないか働きかけます。

（ 教育部 学校教育課 学校給食センター ）

質疑 学校給食調理員業務委託により調理員が派遣されているが、現時点で人数的には足りているのか。

答弁 現在、人材派遣会社より3名の調理員を受け入れていますが、給食調理員と給食調理補助員の会計年度任用職員は足りておらず、現時点でも3名少ない状況です。

質疑 人材不足について人材派遣会社からの追加補充という考えはないのか。

答弁 人員が不足する状況が続いており、派遣会社から追加で2名派遣してもらえるよう協議を進めています。

意見 学校給食業務は、児童生徒の昼食時間に合わせ、限られた時間内で大量の調理を行う必要があるので、できるだけ欠員が出ないように取り組んでもらいたい。

質疑 会計年度任用職員の給与の予算計上方法について、報酬と給料の違いは何か。

答弁 会計年度任用職員の給与のうち、事務補助などの職種は報酬として支給し、給食調理員や給食調理補助員などの「技能労務職」は職務の性質上、給料として支給を行っています。

質疑 学校給食調理等業務委託の表記について、3月議会の際に「派遣事業であれば派遣の文言を入れなければいけない」と指摘をしていた。事業名については検討されたのか。

答弁 当初予算の際にご指摘を受けまして、令和7年度からの事業名は学校給食調理員派遣に修正を行いました。

質疑 学校給食用食材費補助金について、繰越明許費となった経緯は何か。

答弁 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、本省繰越予算を活用するものです。国の方で前年度に執行できなかった予算を、翌年度に活用するため繰り越しされ、町に交付されています。町としましても、翌年度に交付金を活用するため、3月補正で計上し繰り越しをしたものです。

（ 教育部 教育施設課 ）

質疑 教育振興費の備品購入費の不用額が多いが、教材備品の落札率は、どれくらいか。

答弁 小中学校併せてですが、85%程度です。

質疑 学校から要望を募り、出来るだけ有効に予算を執行すると良いのではないか。また、令和7年度に開設した学校事務センターで調整しても良いのではないか。

答弁 学校事務センターも含めた予算の取り扱い、執行は、今後、検討していきます。

質疑 美咲野小学校プレハブ校舎の解体は、リース終了後であれば業者負担ではないのか。

答弁 当初は、平成29年度から5年間でプレハブ校舎をリースしています。その後、単年度で再リースを令和6年3月まで延長していました。業者との協議の中で物価高騰から解体費の増額が必要となり、令和5年度当初予算で増額分をリース料に含めて予算化し、変更契約を令和6年3月に行っていることから町負担となります。

質疑 電子黒板は、何台くらいあるのか。

答弁 小学校は、リースも含めて143台、中学校は56台あります。

質疑 電子黒板についてリース終了のものは、どのようになるのか。

答弁 リース終了後は、無償譲渡となっています。

意見 十分使えるものは、有効活用してください。

（ 教育部 生涯学習課 ）

質疑 歴史文化伝承館は建物および駐車場が狭いがもっと有効利用ができるような移転などの計画はあるのか。

答弁 現在、歴史文化伝承館利用につきましては見学・展示物を充実させ、来館者が増えてきている状況です。駐車場の確保につきましても図書館と連携して伝承館の駐車場が足りない場合は図書館の駐車場を案内する、図書館のイベントなどで図書館の駐車場が足りない場合は伝承館の駐車場を案内するなど、横の連携を充実させながら対応している状況であり、現在のところ移転等の計画はありません。

質疑 生涯学習センターの残された課題の中に、大規模改修に向けた改修計画の策定という記載があるが、どのように進めているか。多く経費がかかっている。きちんとした計画を立てて行ってほしい。また、舞台がもう少し広くなればと思うがどうか。

答弁 6月の肉付け予算で、再生整備の業務委託を行いました。今後、業者と打合せを行う中で、議会の意見、住民の意見も聴きながら延命化の方向で施設整備を計画していきます。

意見 個人的には今の文化ホールの客席は広すぎる。500人が入ることは少ない。もう少しコンパクトにして使いやすくしてほしい。町民のニーズを捉え進めてほしい。

質疑 文化施設運営費の伝承館クラウドサーバー使用料とあるが、文化財の保存を目的にしているのか、公開を目的としているのか。

答弁 公開を目的としておりますが、現在、文化財の地図・動画は見られない状態になっております。現在、町のホームページにて文化財の地図・動画を公開するように調整しており、GoogleMAP等の地図表示とyoutube等での文化財動画の公開活用を考えています。

質疑 町の GIS（地理情報システム）に乗せることはできないか。

答弁 電算担当課と協議しながら活用については検討させていただくとともに熊本連携中枢都市圏の GIS 活用も検討していきます。

意見 文化財をアーカイブとして整理しているならばきちんと見られるように整備してほしい。

質疑 公民館の講師謝礼の不用額が多いのはなぜか。

答弁 公民館講座計画数に対し、実施数が少なくなるため、不用額が生じております。98 講座計画しましたが、実際に開催できた講座が 80 講座となり、その差額が生じております。

質疑 主要な施策の 161 ページで、公民館講座の実績が 98 講座と記してあるがいかかがか。

答弁 主要な施策の 98 講座の内訳は、公民館主催講座が 80 講座、高齢者学級が 12 講座、連携講座が 6 講座を合計した数で、広く募集を行った実績値を記入しております。報償費として計上されている不用額は、実際に開催することができた 80 講座における不用額となります。

意見 主要な施策の実績値は、80 講座になるのではないか。

答弁 主要な施策の実績の表記方法については、今後検討していきます。

質疑 地域スポーツクラブ活動重点地域事業委託とはどういう事業なのか。

答弁 国のスポーツ庁が進めています中学校部活動の地域展開にかかる補助事業分となります。

大津町は「NPO 法人クラブおおづ」と委託契約し、複数ある課題の中から「多様なスポーツ体験機会の提供」、「大学生アスリート人材等の活用」や「動画コンテンツ等の活用」に取り組むことによって、課題解決に向けた取り組みを試行的に行いながら、令和 8 年度から休日の地域展開のスタートに向け進めているものです。

質疑 補助金が 7,127 千円、重点地域事業委託が 6,325 千円で、差額分は返還するのか。

答弁 差額分については、委託費以外に需用費の消耗品費 80 万円分に充当しています。サッカー、バレー、バドミントン、テニス、卓球、バスケット等の、部活動の合同練習の際に使用するシャトルやボール等に活用させていただきました。

質疑 今回の地域スポーツクラブ活動重点地域事業委託の成果物は何か。

答弁 成果物としましては、大津町として実証事業に取り組みました課題は 3 点あり、「多様なスポーツ体験機会の提供」、「大学生アスリートの人材活用」、「動画コンテンツ等の作成」に取り組みました。その中で「多様なスポーツ体験」では、中学生とワークショップを行い意見を聴く中で、多様なスポーツにも興味があるなどが判りましたので、既に小学生を対象とした学童スポーツクラブの実績があることから、これの中学校版ということで実証を行い、今後の取り組みについて確証を得たところです。また、「大学生の人材活用」では、熊本大学と熊本学園大学と連携して、そのうち学生 7 人が参加してくれました。実際、中学校の部活動に入っただきサポート支援や専門的な技術指導などに取り組んでいただきました。また、「動画指導のコンテンツ作成」については、野球やサッカー、バレーボール、バドミントンなど 7 種目の競技において、基本的な動き、自主的な練習に活用できるもの、経験のない教職員が理解しアドバイスできるような動画を、熊本県の協力のもと、ホンダ熊本硬式野球部や県立高校、信愛女学院バレー部などの協力を受けて作成しております。また、各生徒のタブレットから視聴することが可能となっており、今後の活動に活かしていくことが出来るようになっていきます。課題は沢山ありますが、実証事業ということでひとつひとつ解決しながら取り組んでいるところです。今年度も継続した取り組みを行っています。

質疑 地域展開について、高度な技術等を求めることがいちばんなのか。子ども達が自主的にやること、モチベーションを上げていくことも大切だと思うが、考え方や目指すべきところは何なのか。

答弁 ひとつは全国的に少子化の問題があり、部活動の部員不足による団体競技のチーム編成が出来ないなどの実態があり、幾つかの学校と一緒に試合に出場するといった現状があります。また、学校を卒業して、これまで部活動で行ってきたスポーツや文化活動が社会人になって継続できないといった状況もあります。また、学校の先生方の働き方の部分で、専門的な競技でやったことのな

い先生方が生徒の指導をしなければならないといった課題もあります。
そういった課題がある中で、将来、子ども達がスポーツや文化活動が継続
して持続可能な活動が地域において出来るように推進するものです。

質疑 毎年の落雷について、利用者や指定管理者の業務に支障が出ているの
ではないか。調査研究してどうしようもないのか。昭和園のコインタイマ
ー修繕の 129 万 8 千円は妥当な金額なのか。

答弁 大津町運動公園をはじめ町内のスポーツ施設においては、頻繁に落雷の
被害を受けている状況です。先進的な環境省が進めている、雷を誘導する
装置も研究されているところですが、現状としてはこれといった解決の
方向性は見出せていないところです。指定管理者へは、被害があった場合
には、速やかに報告をしていただき、出来る限り速やかに町が復旧対応し
ている状況です。

また、昭和園のコインタイマー修繕工事については、昨年 8 月 24 日発生
の落雷により昭和園テニスコートの 2 台あるナイター照明のコインタイ
マーのうち 1 台が被災したものです。それにより自立スタンド型のコイ
ンタイマー本体一式を取替を行ったものです。また、コンクリートの基礎
部分から取替を行っていますので、129 万 8 千円は妥当な工事費と考え
ます。

質疑 校区スポーツ振興会の補助金に関連して、現在、活動されている校区ス
ポーツ振興会は何団体あるのか

答弁 令和 6 年度に活動補助を支出している団体は、大津小校区と大津東小校
区の 2 校区です。ただし、今年 3 月大津小校区、今年 8 月に大津東小校
区も活動ができないということで解散と聞いています。

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第 2 号 件名 令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 令和 5 年度で赤字が 9,000 万円を超えていた要因は何か。

答弁 歳入では、国保加入者の減少に伴い保険税が減収となっています。併せて県支出金や法定内繰入金も減少しています。歳出では、コロナ禍による医療費の増加と町の所得水準の上昇に伴い、国保事業費納付金が増額されたことから、特別会計として赤字が拡大しています。

質疑 歳入の款6、項1、目1一般会計繰入金は、節が複数あるが、法定外繰入金が含まれているのか。

答弁 目1の中には法定外と法定内が両方含まれており、約3億円のうち法定外が1億円、残りの約2億円が法定内となります。

質疑 令和6年度の決算内に、例年にはない項目などはあるか。

答弁 各項目の増減はありますが、臨時収入などの新しい項目はありません。

質疑 従来の保険証からマイナ保険証への切り替えに伴い、利用率は増えているのか。

答弁 今年8月に従来の保険証の有効期限が終了し、マイナ保険証への本格的な切り替えとなりましたが、8月以降の利用率は10月以降に判明します。8月以前の情報では、大津町国保加入者のうち、約40%の受診がマイナ保険証を利用されているとのデータがあります。

意見 マイナ保険証を利用することで、受診履歴を確認することができ、適正受診につながることもあるため、利用率を上げるための対応を検討してほしい。

質疑 マイナ保険証は5年更新と聞いているが、延長できるのか。

答弁 マイナ保険証は、保険情報に紐づけられ、データ更新のみ行われますが、マイナンバーカード自体の電子証明は5年ごとに更新、10年ごとに交換が必要となります。なお、電子証明が切れている状態でも、3か月間は保険証として使用できるよう国から通知されています。

質疑 資格確認書の切り替えはいつになるか。

答弁 マイナ保険証をお持ちでない方には、これまでの保険証の代わりとなる資格確認書を発行しています。従来の保険証は有効期限が7月末までで

あったため、8月以降使用できる資格確認書を7月中に対象者へ送付しています。

質疑 資格確認書の更新は何年になるのか。

答弁 資格確認書の有効期限は、従来の保険証と同じく1年間としており、来年の7月末まで有効です。来年度の更新時にマイナ保険証をまだ作成していない場合は、引き続き資格確認書を使用することになります。

質疑 マイナ保険証を活用することで予防接種過誤を防ぐような取り組みはあるのか。

答弁 マイナ保険証での受診では、医療機関の受診歴や健康診断の受診歴などは確認できますが、予防接種の履歴は表示されません。予防接種について、医療機関が確認する際は、母子手帳や町の台帳などで確認が必要です。今後、母子手帳アプリを導入することで、接種履歴を簡単に確認できるだけでなく、接種漏れや重複接種といった予防接種の間違いを減らすことにもつながると考えています。

質疑 マイナ保険証とシステムの標準化に関して、関連性があるようなことはあるか。

答弁 システムの標準化については、市町村間でのデータ連携に対して、標準化により統一する仕組みとなります。したがって、マイナ保険証や医療機関でのシステムに対して直接影響が出るものではありません。そのため、国保加入者の負担が発生するものでもありません。

質疑 本会議で質疑があった医療費の適正化に対し、取組・方針はあるか。

答弁 はじめに「スイッチ OTC 制度」とは、医師の処方箋が必要だった医薬品のうち、安全性や使用実績が十分に確認されたものを、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できるようにする制度です。薬の選択肢を広げる仕組みであり、適切に活用すれば医療費の抑制や利便性の向上に役立つとされています。

現時点での町の取り組みとしましては、薬の重複処方や多剤服用のある対象者への家庭訪問による指導を業務委託により実施しています。しかし、対象者の中には「薬局の薬剤師がお薬手帳を確認しているので問題ない」と考えられている方や、お薬手帳を持つだけで十分に活用できていない方など、体制上の課題もあります。

また、今年度からの新たな取り組みとして、県の委託事業である「医療費適正化にかかる市町村課題解決支援業務」を活用し、民間の知見や解決策に関するアドバイスをいただく予定です。

金の取り扱いについての規定がないため、本町の大津町介護給付費準備基金条例に基づき取り扱っているものですので、受けないものと考えています。

質疑 介護給付費準備基金の決算年度末現在高 4 億 2 千 791 万 1 千 676 円は適正なのか。

答弁 第 9 期計画策定時、基金残高が約 4 億円あり県に適正な残高を確認した際には、具体的に明示されていないものの、事業費の 1 割という考え方もあるとの助言をいただきました。予算規模が約 30 億円のため、約 3 億円と考えています。令和 6 年度は収入が多かったこともあり、現在高が積み上がるかたちとなっています。また、第 9 期計画策定時にはサービス料の増加を見込み、計画期間中の 3 年間をかけて基金を取り崩す予定で保険料を現状維持とした経緯があり、基金を使って保険料をおさえている状況です。第 10 期計画策定に向け、県にも助言をいただきながら適正に活用していきます。

質疑 国民健康保険の場合は、基金を減らして、できるだけ負担を下げていく方針だが、介護給付費準備基金については違う方針なのか。

答弁 介護給付費準備基金は、平成 30 年度まで残高が 4,000 万円程度であり、今より少ない状況でした。令和元年度の新型コロナウイルス感染症発生後、サービスの利用が減少したことで繰越金が積み上がり、現在の状況になっています。全国的にみても、基金がある自治体については本町と同様に、基金を取り崩すことで保険料を現状維持とする傾向にあります。

討論 なし

採決 全員賛成で認定

認定第 5 号 件名 令和 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(健康福祉部 健康保険課)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員賛成で認定

請願第3号 件名 「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため
の、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願」
について

質疑 請願書の中で、4項目の請願が記載されており、その中の一つとして、高等学校への35人学級を早急に実施することが記載されているけれども、これは、町から国へ要望をしてほしいということか。高等学校は県の管轄になるのではないか。

答弁 (紹介議員)
全体的な35人学級は、小中学校のみならず、高校にもということ、町から国へ請願があがれば声が通りやすくなると思う。大津町にも高校生が在住していることを考えれば、少人数になることで、教師の生徒への声掛けなどにより、学習意欲の向上にもつながっていくのではないか。

意見 今回の請願の捉え方としては、項目の一つ一つが、大津町に関係するのではなく、この請願内容を大津町議会として国へ出してほしいということである。入口と中身を分けて考えることも必要ではないか

討論 (反対) 一部採択の考え方はどうか
高等学校の35人学級に関する項目についての賛否があることを踏まえるとその項目を除き採択するのはどうか。

討論 (賛成) 全採択がよい
高等学校での35人学級を目指すのは、きめ細やかな教育という観点から必要な項目である

討論 (反対) 高等学校35人学校が適当かの検証が、ここでは、できていない。もう少し議論が必要。今回の請願については、高等学校35人学級の項目を除き、一部採択がよい

採決の結果、賛成多数で一部採択